

令和5年度 市民税・県民税 申告の手引き

市民税・県民税の申告とは、市民税・県民税の算出のために前年中の収入や控除等を申告するものです。

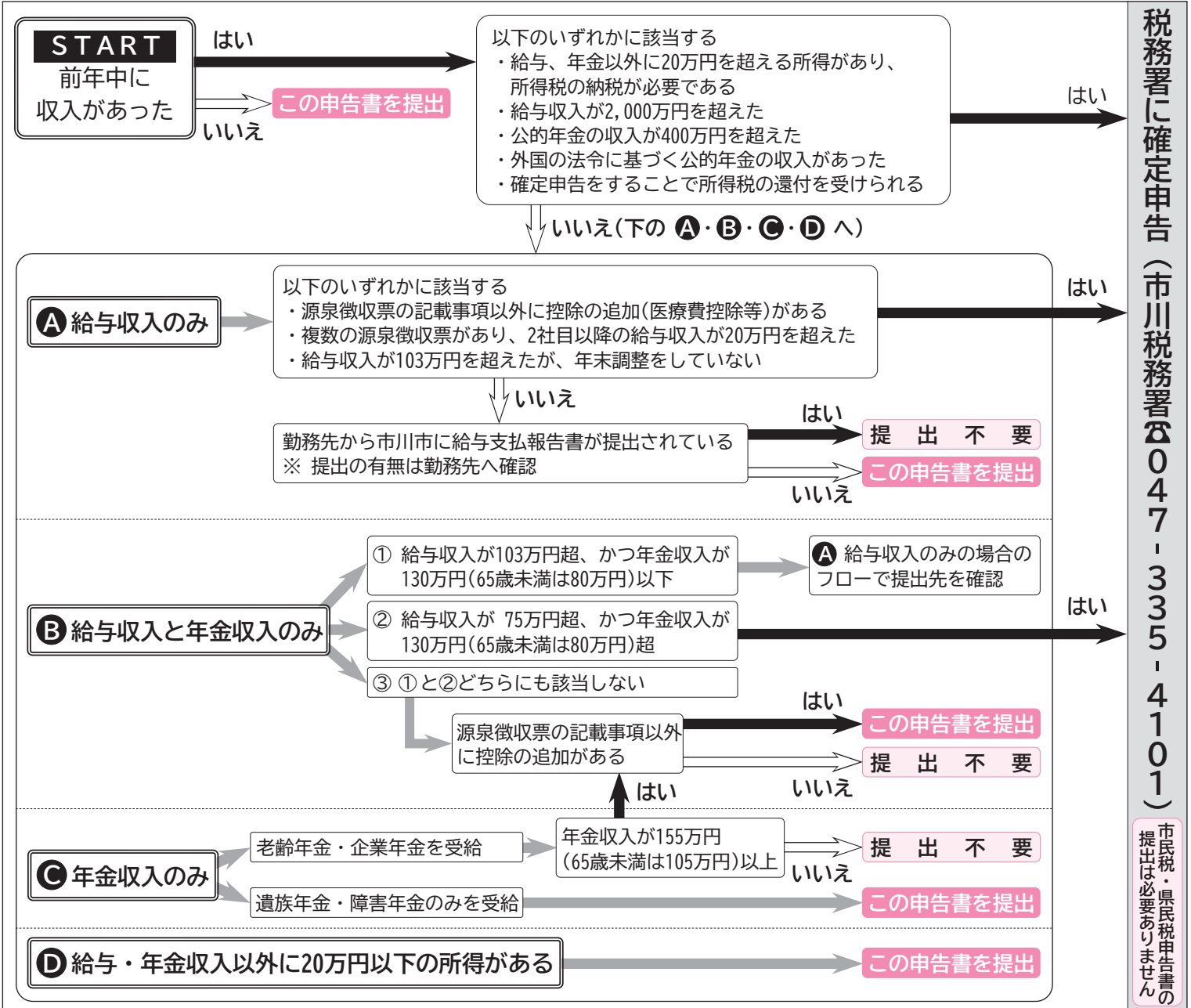
この申告書は、市民税・県民税を算出する基礎資料となり、課税証明書(非課税証明書)や納税証明書など、各種証明書の発行に必要な資料となるだけでなく、申告の有無によって国民健康保険税や介護保険料、保育料などの算出や、こども医療費助成制度の受給券発行にも影響があります。

申告が必要か否かは、下記のフローチャートにより確認してください。

なお、文中で使用する「前年中」とは、**2022年(令和4年)1月1日から2022年(令和4年)12月31日までの期間**を指します。

申告フローチャート

※ このフローチャートに該当しない場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書
- ② 番号確認書類・身元確認書類 (詳しくは市民税・県民税申告書の右側に記載されています)
- ③ 前年中の収入がわかる書類 (給与や年金等は源泉徴収票、事業所得等は帳簿書類など収入と必要経費がわかる書類)
- ④ 各種控除に必要な書類 (次ページ以降をご参照ください)
- ⑤ [医療費控除を申請する場合] 医療費控除の明細書 ※ 領収書のみは不可
- ⑥ [配当等で確定申告と異なる課税方法を選択する場合] 上場株式等の配当等及び譲渡所得に関する付表

※ 提出された資料はお返ししておりません。控えが必要な方は提出前にコピーをご自身で用意してください。

申告方法と注意事項

(1) 申告期限

令和5年3月15日(水)までに申告書のご提出をお願いします。

やむを得ず上記までに提出できなかった場合は、すみやかにご提出をお願いします。

期限後の申告の場合、課税証明書(非課税証明書)の発行や納税通知書の発送が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出方法

郵送による提出をお願いいたします。

同封の返信用封筒をご活用ください。

申告書受付書の返却を希望される方は、ご自身宛の返信用封筒(切手を必ず貼ってください)を用意していただき、申告書郵送時に同封してください。また、添付資料は申告書に貼らずに同封してください。

なお、申告会場は以下の通り開設しております。

【期間】令和5年2月16日(木)～令和5年3月15日(水) ※ 平日のみ

【時間】9:00～12:00 ・ 13:00～16:00

【会場】市川市役所第1庁舎 2階 ・ 行徳支所 2階 待合スペース

【備考】・ 開庁(8:45)前の待機スペースがないため、開始時間前の来所はご遠慮ください。

・ 来所の際は、感染症対策へのご理解とご協力をお願いします。

申告書の記入方法① 前年中に収入がなかった場合

前年中に収入がなかった場合、申告書の1欄の「ない」に“○”を付け、裏面の5欄の該当する箇所の詳細を記入してください。

ただし、あなたが寡婦控除(またはひとり親控除)や障害者控除の該当となる場合は申告書2欄、あなたが扶養している親族がいる場合は、申告書の3欄にも必要事項の記入をお願いします。

(表面) 1 所得金額

令和4年中に **ある** → 下の欄に該当する収入や控除等の記入(裏面もあります)

課税される収入が **ない** → 2欄(寡婦・ひとり親控除と障害者控除のみ)・3欄と裏面の5欄の記入

(裏面) 5 前年中に収入等のなかった方または扶養されている方等の記載欄

A	右記の方から扶養または仕送りを受けていた。	住所 <u>八幡1-1-1</u>	電話 <u>047-334-1111</u>
		氏名 <u>行徳 太郎</u>	続柄 <u>父</u>
B	令和5年1月1日現在、国外または他の市区町村に居住していた。(単身赴任・海外出張等)	住所 _____	期間 年 月 日から 年 月 日まで(予定)
C	障害年金・遺族年金等や各種給付等を受けていた。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 遺族恩給 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> その他()	年間受給額 <u>1,000,000</u> 円
D	生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。	期間 年 月 日から ② 年 月 日まで	① 現在も受けている
E	預貯金や借入金等で生活していた。		
F	その他		

<必要な書類>

- ・ 番号確認書類
- ・ 身元確認書類

※詳しくは市民税・県民税申告書の右側に記載されています

申告書の記入方法② 前年中に収入があった場合

(1) 申告書1欄への記入

(給与収入があるが源泉徴収票がない場合は6欄、事業所得や不動産所得がある場合は7欄も記入)

1 所得金額

令和4年中に **ある** → 下の欄に該当する収入
課税される収入が **ない** → 2欄(寡婦・ひとり親)

所得の種類は次ページの説明から該当するものに“○”をつけてください。

5欄の記入

給与・年金	収入金額	所得の種類	収入金額	必要経費等
給与収入	600,000 円	営業等・農業・不動産・配当 雑(業務)・雑(他)・()	240,000 円	150,000 円
公的年金等	1,700,000 円	営業等・農業・不動産・配当 雑(業務)・雑(他)・()		

※障害年金・遺族年金は裏面へ記入

給与及び公的年金等は源泉徴収票に記載された「支払金額」の数値を記入してください。

前年の収入金額と、次ページ「所得の種類」にある所得算出のために差し引かれるものの金額を記入してください。

必要な書類：給与や年金等は源泉徴収票

事業所得等は帳簿書類など収入と必要経費がわかる書類

(2) 所得の種類と所得計算

種類	内容	所得算出のために差し引かれるもの
給与収入	給料、賃金、賞与など	・給与所得控除(下表①参照) ・所得金額調整控除(下表④参照)
事業	営業等	その収入を得るために支出した金額 (下表②参照)
	農業	
不動産	家賃、地代など、不動産から生じた所得	
利子	日本国外に預けた公社債及び預貯金の利子など	-
配当	株式や出資の配当、証券投資信託、公社債信託、貸付信託の分配金など	株式等の元本の取得に要した負債の利子
一時	生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金など ※ 課税計算は、所得金額を2分の1にした金額となります	・その収入を得るために支出した金額 ・特別控除50万円(50万円以下の場合はその金額)
雑	公的年金等	公的年金等控除(下表③参照)
	業務	
	その他	
分離課税所得	土地建物の譲渡、株式その他資産などの譲渡、先物取引による所得	・取得費や譲渡に要した費用 ・各種特別控除

色付けされた所得が20万円を超えた場合や繰越控除の適用を受けたい場合は確定申告が必要な場合があります。

<表① 給与所得控除後の給与所得金額>

給与等の収入金額(A)	給与所得金額
～ 551,000円未満	0
551,000円以上～1,619,000円未満	A - 550,000
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000
1,628,000円以上～1,800,000円未満	$A \div 4 = B$ $B \times 2.4 + 100,000$
1,800,000円以上～3,600,000円未満	(千円未満の $B \times 2.8 - 80,000$ 端数切捨て)
3,600,000円以上～6,600,000円未満	$B \times 3.2 - 440,000$
6,600,000円以上～8,500,000円未満	$A \times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000円以上～	$A - 1,950,000$

<表② 事業所得及び不動産所得における必要経費>

項目	内容
租税公課	事業税、固定資産税など
水道光熱費	電気、ガス、水道料金など
損害保険料	減価償却資産に対する火災保険など
修繕費	事業用の機械、備品などの修繕費
消耗品費	文具品などの事務用品、ガソリン代など
減価償却費	建物、機械、備品などの償却費
地代家賃	店舗、事業所の家賃など

上記項目以外も必要経費となる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

<表③ 公的年金等控除後の雑所得の金額>

(B) : 公的年金雑所得以外の所得にかかる合計所得金額

年齢	公的年金等の収入金額(A)	雑所得の金額		
		(B)が 1,000万円以下	(B)が 1,000万超2,000万円以下	(B)が 2,000万円超
65歳以上 (昭和33年1月1日 以前に生まれた方)	～ 3,300,000円未満	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000円以上～ 4,100,000円未満	$A \times 0.75 - 275,000$	$A \times 0.75 - 175,000$	$A \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000円以上～ 7,700,000円未満	$A \times 0.85 - 685,000$	$A \times 0.85 - 585,000$	$A \times 0.85 - 485,000$
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	$A \times 0.95 - 1,455,000$	$A \times 0.95 - 1,355,000$	$A \times 0.95 - 1,255,000$
	10,000,000円以上～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳未満 (昭和33年1月2日 以後に生まれた方)	～ 1,300,000円未満	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000円以上～ 4,100,000円未満	$A \times 0.75 - 275,000$	$A \times 0.75 - 175,000$	$A \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000円以上～ 7,700,000円未満	$A \times 0.85 - 685,000$	$A \times 0.85 - 585,000$	$A \times 0.85 - 485,000$
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	$A \times 0.95 - 1,455,000$	$A \times 0.95 - 1,355,000$	$A \times 0.95 - 1,255,000$
	10,000,000円以上～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

<表④ 所得金額調整控除>

以下に該当する場合は、所得金額調整控除の適用を受けることができます。(併用可能です)

No.	内容
1	<p>【要件】 給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当</p> <p>(ア) 本人が特別障害者に該当 (イ) 23歳未満の扶養親族を有する (ウ) 特別障害者の同一生計配偶者または扶養親族を有する</p> <p>【適用額】 上限額：15万円 計算式：{給与の収入金額(※A) - 850万円} × 0.1 [※A. 1,000万円を超える場合は1,000万円]</p>
2	<p>【要件】 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方がある場合</p> <p>【適用額】 上限額：10万円 計算式：{給与所得控除後の給与等の金額(※B) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※B)} - 10万円 [※B. 10万円を超える場合は10万円]</p>

申告書を提出された方で、上記要件に該当すると判断できる場合は所得金額調整控除を適用して課税決定いたします。上記(イ)または(ウ)に該当するが、他の方の扶養控除対象となっている方がいる場合は、申告書裏面の11欄に記入をお願いします。

申告書の記入方法③ 所得から差し引かれる金額に関する記入

(1) 雑損控除

前年中に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族(前年の総所得金額等が48万円以下であること)が災害や盗難などで損害を受けた場合や、あなたが災害などに関連したやむを得ない支出をした場合に受けられます。

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害金額(ア) 円	補填される金額(イ) 円	差引損失金額(ア)-(イ) 円
	台風	令和4年8月11日	5,000,000	1,000,000	4,000,000

必要な書類：り災証明書など災害の程度が確認できる書類、及び災害関連支出の領収書や補填金額がわかる書類

控除額：以下のいずれか高い方の金額

- ・(損害金額－保険金などで補填される金額)－総所得金額等×10%
- ・災害関連支出の金額－50,000円

(2) 医療費控除

前年中に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が医療費を一定の金額を超えて支払った場合に受けられます。

明細書の添付がない場合は控除を適用できません。(領収書のみは不可)

医療費控除	支払った医療費(ウ) 円	補填される金額(エ) 円	差引負担額(ウ)-(エ) 円	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制による特例の医療費控除(上限88,000円)の適用を希望
	56,132	0	56,132	

必要な書類：医療費控除の明細書 ※領収書は添付する必要はありませんが、5年間保管をお願いします

控除額：(支払った医療費の総額－補填される金額)－{総所得金額等×5%(100,000円を超える場合は100,000円)}
上限額：2,000,000円

セルフメディケーション税制による特例の医療費控除について

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(健康診断や予防接種)を行う個人が、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除(医療費控除)を受けることができるものです。

なお、この控除の申請をした場合、通常の医療費控除は適用できません。

必要な書類：セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組の証明書
(明細書は公式Webページからダウンロードできます)

控除額：(スイッチOTC医薬品の購入費－補填される金額)－12,000円
上限額：88,000円

様式その他詳細は
公式Webページで確認できます



市川市 所得控除 検索

(3) 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

前年中に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、給与や年金から特別徴収(天引き)された社会保険料など)や、あなたが加入している小規模企業共済制度の掛金を支払った場合に受けられます。

なお、生計を一にする配偶者その他の親族の給与や年金から特別徴収(天引き)された社会保険料(介護保険料など)は、あなたの控除として適用することはできません。

社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料
	源泉徴収票に記載された社会保険料		80,000円
	源泉徴収票に含まれていない社会保険料の金額	国民健康保険税(料) 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金・他	132,000円 34,000円
小規模企業共済等掛金控除	(支払った掛金)		240,000円

必要な書類：支払った証明書や領収書など

控除額：支払った金額の全額

(4) 寡婦控除・ひとり親控除

前年の12月31日時点の現況において、以下の全ての要件に該当する場合に対象となります。

なお、あなたと事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる特定の人がいる場合には、この控除を適用することができません。

<寡婦控除> ① 配偶者と死別後に婚姻をしていない女性の方、もしくは配偶者と離婚後に婚姻をしていない女性の方で、子以外の扶養親族がいること

② 合計所得金額が500万円以下であること

<ひとり親控除> ① 配偶者と死別または離婚後、婚姻をしていない方、または未婚の方

② 合計所得金額が500万円以下であること

③ 生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の扶養親族になっていない人)がいること

※ 寡婦特別控除と寡夫控除はひとり親控除の創設により廃止されました。従来の控除と条件が違うため注意してください。

控除額：<寡婦控除> 260,000円 <ひとり親控除> 300,000円

寡婦控除 配偶者と(死別)(離婚)(生死不明)
ひとり親控除 未婚のひとり親

(5) 障害者控除

前年の12月31日時点の現況において、あなたやあなたが扶養している配偶者や親族が、各種障害者手帳を取得している場合や、65歳以上の方で介護保険の要介護の認定を受け障害者に準ずると判定された場合に対象となります。

<あなたの場合>

障害者控除	(身体)	(精神)	(療育)	(障害認定)	[1 級(度)]
-------	------	------	------	--------	-----------

<あなたが扶養している配偶者や親族の場合>

扶養親族	続柄	氏名	生年月日	居住	障害
子	行徳ハナ子	天正・昭和・平成・令和 20年 1月 2日	(同居)	(別居)	(身体) (精神) (療育) 2級(度)

必要な書類：障害者手帳の写し、または障害者控除対象者認定書(令和4年分)

控除額：<特別障害> 300,000円(身体1・2級、精神1級、療育A判定の方)

※ あなた以外の特別障害者で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している場合、230,000円が加算されます。

<普通障害> 260,000円(上記以外の等級の方)

(6) 勤労学生控除

前年の12月31日時点の現況において、あなたが勤労をしており、学校に通学している場合に対象となります。

ただし、合計所得金額が75万円(給与収入で130万円)を超える場合や、勤労によらない所得(配当や不動産など)が10万円を超える場合は受けられません。

勤労学生控除 学校名 本八幡大学

必要な書類：学生証の写し、または在学証明書等

控除額：260,000円

(7) 生命保険料控除

前年中に、あなたが生命保険や個人年金の保険料などを支払った場合に受けられます。

なお、新制度は平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料、旧制度は平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料を指します。契約の区分は保険会社が発行する控除証明書に記載があります。

生命保険料控除	旧制度	一般生命保険料	175,000円
		個人年金	30,000円
	新制度	一般生命保険料	0円
		個人年金	42,000円
		介護医療	56,000円

必要な書類：保険会社が発行する控除証明書

控除額： $\left(\begin{array}{l} \text{一般生命保険料控除額} \\ \text{旧制度の場合35,000円まで、} \\ \text{新制度のみ及び新旧契約混在の} \\ \text{場合28,000円までとなります} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料控除額} \\ \text{旧制度の場合35,000円まで、} \\ \text{新制度のみ及び新旧契約混在の} \\ \text{場合28,000円までとなります} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{介護医療保険料控除額} \\ \text{28,000円までとなります} \end{array} \right) = \text{生命保険料控除額 (上限70,000円)}$

※ 旧制度のみで算出した控除額が新旧混在で算出した控除額を上回る場合は、旧制度のみで算出した控除額が適用されます

旧制度	支払った保険料	控除額
	～15,000円	保険料の全額
	15,001円～40,000円	(保険料の金額)×1/2+ 7,500円
	40,001円～70,000円	(保険料の金額)×1/4+17,500円
	70,001円～	一律 35,000円

※ 小数点以下は切り上げてください

新制度	支払った保険料	控除額
	～12,000円	保険料の全額
	12,001円～32,000円	(保険料の金額)×1/2+ 6,000円
	32,001円～56,000円	(保険料の金額)×1/4+14,000円
	56,001円～	一律 28,000円

※ 小数点以下は切り上げてください

(8) 地震保険料控除

前年中に、あなたが地震保険料などを支払った場合に受けられます。

なお、旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金あり)に基づき支払った保険料を指します。契約の区分は保険会社が発行する控除証明書に記載があります。

地震保険料控除	地震保険料	210,000円
	旧長期損害保険料	15,600円

必要な書類：損害保険会社が発行する控除証明書

控除額： $\text{控除額(A)} + \text{控除額(B)} = \text{地震保険料控除額(上限25,000円)}$

<地震保険料>

支払った保険料	控除額(A)
～50,000円	(保険料の金額)×1/2
50,001円～	一律 25,000円

※ 小数点以下は切り上げてください

<旧長期損害保険>

支払った保険料	控除額(B)
～5,000円	保険料の全額
5,001円～15,000円	(保険料の金額)×1/2+ 2,500円
15,001円～	一律 10,000円

※ 小数点以下は切り上げてください

(9) 扶養親族に関する記入(配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養控除など)

3 配偶者や親族に関する事項

前年12月31日時点で扶養している配偶者及び親族が **いる** (いない)

配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	続柄	氏名	生年月日	居住	障害	個人番号											
	妻	行徳 マチ子	大正・昭和・平成・令和 20年 1月 2日	同居	身体(精神) 2級(度)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
給与収入		年金収入(障害年金を除く)		他の所得()		合計所得金額											
円		1,020,000円		円		円											
扶養親族	続柄	氏名	生年月日	居住	障害	個人番号											
	妹	福栄 裕子	大正・昭和・平成・令和 30年 2月 3日	同居	身体(精神) 2級(度)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	子	行徳 ハナ子	大正・昭和・平成・令和 50年 3月 4日	同居	身体(精神) 2級(度)	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
	孫	行徳 ヒロ子	大正・昭和・平成・令和 18年 4月 5日	同居	身体(精神) 2級(度)	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5
別居親族の 居住地	氏名	福栄 裕子		居住地	東京都江戸川区中央9-9-9 国分荘202号												

前年の12月31日時点(親族が亡くなられた場合はその時点)の現況において、あなたと生計を一にする配偶者や親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)を記入してください。ただし、以下の場合に該当する場合は除きます。

- ・ 配偶者や親族の合計所得金額が48万円を超える場合
 ※ 配偶者の合計所得金額が48万円超から133万円以内の場合は配偶者特別控除を適用することができます
- ・ 他の方の扶養親族として税の申告が出ている場合
- ・ 青色申告者や白色申告者の事業専従者である場合

なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除が適用されませんが、配偶者の非課税証明書の発行などで必要となる場合があるため、配偶者の欄に記入してください。

必要な書類：別居親族が12月31日時点で国外に居住する場合のみ、以下の書類を添付してください。

- ・ 親族関係書類(親族の存在と続柄がわかる公的な書類)の写し
- ・ 送金関係書類(前年中に扶養親族名義宛に送金したことがわかる書類)の写し

控除額：＜配偶者控除・配偶者特別控除＞下表の通りとなります。

控除区分	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
老人控除対象配偶者	48万円以下	380,000	260,000	130,000
配偶者特別控除	48万円以下	330,000	220,000	110,000
	48万円超～100万円以下	330,000	220,000	110,000
	100万円超～105万円以下	310,000	210,000	110,000
	105万円超～110万円以下	260,000	180,000	90,000
	110万円超～115万円以下	210,000	140,000	70,000
	115万円超～120万円以下	160,000	110,000	60,000
	120万円超～125万円以下	110,000	80,000	40,000
	125万円超～130万円以下	60,000	40,000	20,000
	130万円超～133万円以下	30,000	20,000	10,000

※ 老人控除対象配偶者となるのは、70歳以上の方(昭和28年1月1日以前に生まれた方)です。

＜扶養控除＞下表の通りとなります。

控除区分	居住状況	控除額	対象年齢
老人扶養	同居(※)	450,000	70歳以上の方(昭和28年1月1日以前に生まれた方)
	別居	380,000	
特定扶養	-	450,000	19歳以上23歳未満の方(平成12年1月2日～平成16年1月1日の間に生まれた方)
一般の扶養	-	330,000	16歳以上の方(平成19年1月1日以前に生まれた方)で上記以外の方
16歳未満	-	0	16歳未満の方(平成19年1月2日以後に生まれた方)

※ あなたや配偶者の直系尊属(両親や祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている場合を指します。

16歳未満の方に対する扶養控除額はありますが、市民税・県民税の非課税算定などに関わるため、該当の場合は記入をお願いします。

(10) 基礎控除

控除額：右表の通りとなります。

自動的に算出されるため、記入は不要です。

なお合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除がなくなります。

合計所得金額	控除額
～2,400万円以下	430,000
2,400万円超～2,450万円以下	290,000
2,450万円超～2,500万円以下	150,000
2,500万円超～	0

申告書の記入方法④ その他添付書類を必要とする記入事項

(1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得の課税方法を確定申告の内容と変更したい場合

4 課税方法の選択

・上場株式等の配当等及び譲渡所得について

確定申告と申告内容を変更

上場株式等の配当等及び譲渡所得について、所得税及び復興特別所得税の確定申告書と異なる課税方式を選択する場合は納税通知書が送達されるまでにご提出をお願いします。

必要な書類：以下の書類を添付してください。※ 市民税・県民税申告書も必要となります

- ・上場株式等の配当等及び譲渡所得に関する付表 公式Webページからダウンロードできます
- ・年間取引報告書など住民税(市民税・県民税)が源泉徴収されていることがわかる資料
- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告書の控えの写し(第1表～第3表と所得内訳書)

なお、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」で、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」にチェックをした場合、市民税・県民税の申告は不要となります。

ただし、全部の申告不要を選択した場合でも、申告内容によっては上記「必要な書類」を提出いただくこともあります。

【税制改正のお知らせ】

令和6年度課税以降、上場株式等の配当等及び譲渡所得について、確定申告と申告内容を変更できなくなります。

(2) 寄附金控除の申告をしたい場合

あなたの名義で、

- ① 都道府県や市区町村(ふるさと納税分)
- ② 千葉県の共同募金会もしくは日本赤十字社千葉県支部
- ③ 所得税の寄附金控除の対象の中で、千葉県に所在する学校法人や社会福祉法人など市川市税条例で定めるもの
- ④ 市川市税条例で定めたNPO法人に寄附した場合に対象となります。

10 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分 (ふるさと納税分)	20,000	円	
住所地の共同募金会分 日赤支部分		円	
条例指定分	千葉県	3,000	円
	市川市	3,000	円

ふるさと納税の特例控除は所得税及び復興特別所得税の確定申告をしないと適切な控除が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方が市民税・県民税の申告や確定申告書を提出すると、ワンストップ特例の申請は無効となります。申告の際は、ワンストップ特例対象分の寄附金額も含めて記入をしてください。

必要な書類：以下の書類を添付してください。※ 市民税・県民税申告書も必要となります

- ・寄附金税額控除申告書 公式Webページからダウンロードできます
- ・寄附金の受領書
- ・寄附金控除に関する証明書

市民税・県民税が非課税となる方

民法改正に伴い、令和5年度課税より未成年者の基準が変更となりました。

(1) 均等割と所得割が非課税となる方

次のいずれかに該当する場合、均等割と所得割は課税されません。

- ① 合計所得金額が135万円以下で、
障害者(本人のみ)・寡婦・ひとり親・未成年者(※)に該当する場合
※ 18歳未満(平成17年1月3日以降生まれ)で、婚姻歴のない方
- ② 令和5年1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている方

<参考> 給与収入や年金収入の換算表

所得区分	合計所得金額 45万円以下	合計所得金額 135万円以下
	給与収入のみ	1,000,000円以下
年金収入のみ (65歳未満)	1,050,000円以下	2,166,667円以下
年金収入のみ (65歳以上)	1,550,000円以下	2,450,000円以下

(2) 均等割が非課税となる方

合計所得金額が次の金額以下になる場合、均等割は課税されません。

- [扶養親族がいない場合] 45万円以下
[扶養親族がいる場合] 35万円×(扶養親族数+1)+31万円

(3) 所得割が非課税となる方

総所得金額等が次の金額以下になる場合、所得割は課税されません。

- [扶養親族がいない場合] 45万円以下
[扶養親族がいる場合] 35万円×(扶養親族数+1)+42万円

非課税の方には市民税・県民税
納税通知書は送られません。
あらかじめご了承ください。

市民税・県民税の計算方法

下記の計算方法は、総合課税のみの一般的なものです。分離課税や損益通算などがある場合は別の計算方法となります。

課税総所得金額		×	市民税(税率6%)	-	税額控除	=	市民税所得割	+	市民税均等割 3,500円
所得金額	所得控除								
給与収入	- 給与所得控除等	×	県民税(税率4%)	-	税額控除	=	県民税所得割	+	県民税均等割 1,500円
年金収入	- 年金所得控除								
その他の収入	- 必要経費等								

※ 税率をかける際は、課税標準額(課税総所得金額の1,000円未満を切り捨てた数値)を使います。

市民税+県民税=年税額

(1) 税額控除の種類と計算方法(代表的なものとなります。詳細はお問い合わせください。)

① 調整控除 ※ 合計所得金額2,500万円を超える場合は調整控除がありません

課税標準額	計算方法
200万円以下	次の(イ)、(ロ)いずれか少ない金額の5%(市民税3%・県民税2%) (イ) 所得税と住民税の人的控除の差額の合計額 (ロ) 住民税の課税標準額
200万円超	{所得税と住民税の人的控除差額の合計額 - (課税標準額 - 200万円)} × 5%(市民税3%・県民税2%) ※ 上記{ }内の金額が5万円以下の場合は5万円

② 配当控除

課税総所得金額	配当所得の種類	配当控除の率		課税総所得金額	配当所得の種類	配当控除の率	
		市民税	県民税			市民税	県民税
1,000万円以下の場合	配当所得(一般)	1.6%	1.2%	1,000万円超の場合(超えた部分のみ)	配当所得(一般)	0.8%	0.6%
	配当所得(証券)	0.8%	0.6%		配当所得(証券)	0.4%	0.3%
	配当所得(外貨建)	0.4%	0.3%		配当所得(外貨建)	0.2%	0.15%

③ 住宅借入金等特別税額控除 ※ 令和5年度より、適用期限が一部変更となりました

前年分の所得税において平成25年以降の入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合に、次の(イ)か(ロ)のいずれか少ない金額を限度として控除されます。

(A)：所得税の課税総所得金額等

(イ)	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
(ロ)	入居日が平成26年3月まで 【控除限度額】(A)×5% [上限額：97,500円]
	入居日が平成26年4月から令和3年12月まで 取得費の消費税が8%または10%の場合 【控除限度額】(A)×7% [上限額：136,500円]
	取得費の消費税が上記以外の場合 【控除限度額】(A)×5% [上限額：97,500円]
	入居日が令和4年1月以降 【控除限度額】(A)×5% [上限額：97,500円] (例外あり)

④ 寄附金税額控除

㊦ 基本控除

(寄附金額 - 2,000円) × 税率(市民税6%・県民税4%)

※ 税額控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。

㊧ 特例控除(ふるさと納税分のみ)

(寄附金額 - 2,000円) × (右表の割合) × 特例控除割合(市民税3/5・県民税2/5)

※ 特例控除分の上限額は、市民税・県民税の所得割額(税額控除前から調整控除のみを差し引いたもの)の20%です。
また、ワンストップ特例制度が適用された場合は、所得税の控除分も市民税・県民税の税額控除対象となります。

(課税総所得金額) - (人的控除の差額の合計額)	割合
0円以上～ 195万円以下	84.895%
195万円超～ 330万円以下	79.79%
330万円超～ 695万円以下	69.58%
695万円超～ 900万円以下	66.517%
900万円超～ 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超～ 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超～	44.055%

(2) 人的控除の差額一覧表(所得税の控除額との比較)

控除の種類		差額	控除の種類		差額	控除の種類			差額①	差額②	差額③
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	特別	10万円		特定扶養	18万円			老人	10万円	6万円	3万円
	特別(同居)	22万円		老人	10万円	配偶者特別控除	配偶者合計所得		48万円超～ 50万円未満	5万円	4万円
寡婦控除・ひとり親控除	寡婦	1万円	老人(同居)	13万円	50万円以上			3万円	2万円	1万円	
	ひとり親(父)	1万円	基礎控除 ※	5万円	55万円未満						
	ひとり親(母)	5万円	※ あなたの合計所得金額が2,500万円を超える場合は対象となりません								
勤労学生控除	-	1万円									

- あなたの合計所得金額が900万円以下の場合
- あなたの合計所得金額が900万円超～950万円以下の場合
- あなたの合計所得金額が950万円超～1,000万円以下の場合

<市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先>

市川市役所 市民税課

住所 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

電話 047-334-1111

受付時間 平日 8時45分～17時15分



各種書類のダウンロードや記入例の閲覧をしたい場合はこちら。